

## キャンプ座間に関する協議会運営要領（案）

### （目的）

第1条 この要領は、国と座間市が相互に確認をし、平成20年8月8日締結した確認書第2条の規定に基づき設置するキャンプ座間に関する協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

### （構成員等）

第2条 確認書第4条第2項に定める代表幹事会及び幹事会の構成員等は、別表に定めるとおりとする。

### （開催）

第3条 確認書第5条に定める代表幹事会及び幹事会の開催時期等については、次のとおり定める。

- (1) 代表幹事会は、毎年7月を原則とする。
- (2) 幹事会は、毎年4月、7月、10月及び1月を原則とする。
- (3) 代表幹事会及び幹事会の開催は、必要に応じて双方協議のうえ開催時期を変更し、又は適宜追加し、開催できるものとする。
- (4) 開催日時及び開催場所については、その都度双方協議し、決定するものとする。

### （役割）

第4条 確認書第4条第1項に定める代表幹事会及び幹事会の役割は次のとおりとする。

- (1) 代表幹事会は、確認書第3条各号に掲げる事項に関する具現化への具体的事項を協議する。
- (2) 幹事会は、代表幹事会で協議する具体的事項について協議する。
- (3) 代表幹事会及び幹事会の構成員の代理は認めないものとする。

### （事務局）

第5条 協議会の事務局は、南関東防衛局企画部地方調整課及び座間市総合政策部総合政策課に置く。

### （その他）

第6条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、その都度代表幹事会又は幹事会で協議し、定める。

### 附 則

この要領は、平成20年9月5日から施行する。

この要領は、平成23年1月28日に一部改正した。

この要領は、平成24年4月12日に一部改正した。

この要領は、平成29年6月28日に一部改正した。

この要領は、令和5年3月22日に一部改正した。ただし、第5条及び別表（「企画財政部長」を「財務部長」に改める部分に限る。）の改正規定は、同年4月1日から施行する。

## 別表（第2条関係）

### 1 構成員

#### （1）代表幹事会

| 区 分 | 職 名                                             |
|-----|-------------------------------------------------|
| 防衛省 | 地方協力局長<br>南関東防衛局長                               |
| 座間市 | 市長<br>市議会議長<br>市基地返還等市民連絡協議会副会長<br>（市自治会総連合会会長） |

#### （2）幹事会

| 区 分 | 職 名                                                          |
|-----|--------------------------------------------------------------|
| 防衛省 | 南関東防衛局企画部長<br>同 管理部長<br>同 企画部地方調整課長                          |
| 座間市 | 副市長<br>市議会副議長<br>市基地返還等市民連絡協議会副会長<br>（市商工会会長）<br><u>財務部長</u> |

### 2 オブザーバー

| 区 分   | 職 名        |
|-------|------------|
| 代表幹事会 | 神奈川県副知事    |
| 幹事会   | 神奈川県基地対策部長 |